

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間、41年4月から42年3月までの期間及び43年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年10月まで
② 昭和41年2月から42年3月まで
③ 昭和43年2月から同年3月まで

私は、役場の職員が来てくれるようになってから国民年金に加入したと記憶している。役場の職員が2、3か月ごとに集金に来てくれており、夫婦二人分の保険料を納付していたが、未納となっていることが分かった。役場の担当職員が代わり、その者から未納となっている期間の保険料をまとめて納付することができること聞き、一人6万5,000円、夫婦二人分で13万円を納付した。それでもなお、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和38年3月16日に申立人夫婦に対して連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、このころ、夫婦一緒に国民年金に加入したと考えられる。

また、A役場に保管されていた申立人の「納付書・領収証書」によると、申立期間の一部の期間について、昭和50年11月に特例納付していることが確認できることから、申立人が特例納付により納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されている期間である上、申立期間は強制加入期間であることから、申立人は特例納付を行うことが可能である。

さらに、申立人は、この時、一人当たり6万5,000円の国民年金保険料を夫婦まとめて納付したと主張しているところ、昭和50年11月時点で未納となっている期間の一人当たりの保険料を合計すると、申立人が納付したと主

張する6万5,000円に極めて近い金額となり、申立内容と符合する。なお、39年4月から41年3月までの期間については、申立人は申請免除期間であり、国民年金の制度上、特例納付することはできなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間、41年4月から42年3月までの期間及び43年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年3月までの期間、41年4月から42年3月までの期間、42年12月から43年3月までの期間、45年11月から46年3月までの期間及び47年8月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで
② 昭和42年12月から43年3月まで
③ 昭和45年11月から46年3月まで
④ 昭和47年8月から48年3月まで

私は、役場の職員が来てくれるようになってから国民年金に加入したと記憶している。役場の職員が2、3か月ごとに集金に来てくれており、夫婦二人分の保険料を納付していたが、未納となっていることが分かった。役場の担当職員が代わり、その者から未納となっている期間の保険料をまとめて納付することができること聞き、一人6万5,000円、夫婦二人分で13万円を納付した。それでもなお、未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和38年3月16日に申立人夫婦に対して連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、このころ、夫婦一緒に国民年金に加入したと考えられる。

また、A役場に保管されていた申立人の夫の「納付書・領収証書」によると、申立期間の一部の期間について、昭和50年11月に特例納付していることが確認できることから、申立人が特例納付により納付したとする時期は、第2回特例納付が実施されている期間である上、申立期間は強制加入期間であることから、申立人は特例納付を行うことが可能である。

さらに、申立人は、この時、一人当たり6万5,000円の国民年金保険料を

夫婦まとめて納付したと主張しているところ、昭和 50 年 11 月時点で未納となっている期間の一人当たりの保険料を合計すると、申立人が納付したと主張する 6 万 5,000 円に極めて近い金額となり、申立内容と符合する。なお、39 年 4 月から 41 年 3 月までの期間については、申立人は申請免除期間であり、国民年金の制度上、特例納付することはできなかった。

加えて、納付済期間の納付状況については夫婦一緒に納付している様子が見えかわれることからみて、申立期間②のうち昭和 42 年 12 月及び 43 年 1 月、申立期間③及び申立期間④については、申立人の夫は特例納付により納付済みであることから、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間、41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間、42 年 12 月から 43 年 3 月までの期間、45 年 11 月から 46 年 3 月までの期間及び 47 年 8 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 5 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 45 年 3 月まで

私は、夫から「私の国民年金保険料は未納期間が無いように社会保険事務所（当時）でさかのぼって納付した。」と聞いている。申立期間が未納となっていることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と短期間である上、申立期間以降の国民年金加入期間について、申立人の国民年金保険料は、完納されている上、免除期間の保険料も追納しているほか、申立人の保険料を納付したとする申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を納付済みであることから、申立人の夫の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 12 月 21 日に払い出されており、A 町が保管している国民年金被保険者名簿によると、44 年 5 月 7 日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は過年度納付が可能な期間であり、納付意識の高い申立人の夫が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、義妹に国民年金の加入を勧められたのを契機に、昭和 36 年ごろに幼稚園入園前の二人の子供の面倒を見ながら加入手続を行った。国民年金に加入して以来、第 3 号被保険者になるまで保険料を欠かさず納付してきた。2 年間納付しなかったことは無く、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 10 月 26 日に払い出されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、昭和 36 年 4 月以降の国民年金保険料は申立期間を除きすべての期間が納付済みと記録されており、また、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）も存在せず、特例納付した形跡も見当たらないことを踏まえると、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性も否定できない。

また、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であったため、申立人は国民年金の任意加入被保険者となるところ、昭和 61 年 4 月 7 日に記録訂正されるまでは、強制加入被保険者として記録されていることが確認できるほか、申立人の直後に国民年金手帳記号番号が払い出されている者の払出時期は、申立人の前日となっている上、払出日からは時効となる期間の保険料が納付済みと記録されているなど、行政機関において、記録管理が適切でなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人の義妹は、「昭和 35 年ごろに申立人と実妹に国民年金の加

入を勧めた。」と証言しており、国民年金の加入を勧められた証言者と証言者の実妹の国民年金手帳記号番号は連番で 36 年 1 月 6 日に払い出されている上、両者とも同年 4 月以降、国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付しているなど、申立人の申立内容に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間当時、生活上の変化もなかったことから、申立人は申立期間以前に国民年金の加入手続を行い、昭和 36 年 4 月からの国民年金保険料を納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

申立人は申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C店営業部における資格取得日を昭和31年4月1日、資格喪失日を32年2月5日、A社B支店における資格取得日を同年2月5日、資格喪失日を33年4月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を9,000円、申立期間③の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、明らかでないと認められ、申立期間②及び③については、納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年2月1日から同年4月1日まで
② 昭和31年4月1日から32年2月5日まで
③ 昭和32年2月5日から33年4月1日まで

昭和30年11月から平成2年3月31日まで、途中退職することなくA社に勤務した。

申立期間①及び③についてはB支店に、②についてはC店営業部に在籍していた。

それらの期間の勤務を証明する資料（辞令、人事記録等）を提出するので、厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持するA社における人事記録及び退職所得の源泉徴収票により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年4月1日にB支店からC店営業部に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に解散しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人が所持するA社における人事記録及び退職所得の源泉徴収票により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年4月1日にB支店からC店営業部に異動、32年2月5日にC店営業部からB支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の標準報酬月額及び人事記録に記載された基本給の額から、9,000円とすることが妥当である。

申立期間③について、申立人が所持するA社における人事記録により、申立人は、昭和32年2月5日から同社B支店徴収係として勤務していたことが認められるとともに、申立人が所持する33年2月1日付けの辞令に「B支店調査係を命ずる。」と記載されていることが確認できることから、申立人は、同社B支店に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の標準報酬月額及び人事記録に記載された基本給額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②及び③の保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 670

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を35万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月15日
平成15年12月に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されているが、厚生年金保険の記録に標準賞与額の記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された源泉徴収簿及び申立人から提出された賞与明細書により、申立人は平成15年12月15日に同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、35万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年12月から11年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料を納付することが困難であったことから、A市役所に相談し、私が夫婦二人分の申請免除の手続を行った。その後、平成11年春ごろ、夫の雇用保険の給付金が入ったことなどから、私が社会保険事務所（当時）の発行した納付書により、金融機関の窓口で夫婦二人分の保険料を納付したので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が電算管理している国民年金納付記録照会処理データ及びオンライン記録によると、申立期間直前の平成10年2月から同年11月までの期間については、11年4月以降5回にわたり夫婦二人分の国民年金保険料を追納しているが、申立期間については、追納している記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 44 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 41 年*月ごろに、区役所の年金係の人が自宅に来て、「20 歳になると国民年金の加入義務がある。」と言われたので加入した。それ以来、母が、毎月集金人に保険料を払っていたと聞いている。

それにもかかわらず、申立期間が未納とされていることが納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、母が国民年金保険料の納付をしていたと主張しているが、申立人自身はこれに関与していないため、具体的な納付状況が不明である上、申立人の母は国民年金に加入した記録は無く、既に死亡しているため、詳細について聴取することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 10 月 1 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年10月から24年8月まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間が未加入であるとの回答をもらった。
勤務していたことは間違いのないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の土地等を所有していた者の親族の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年4月1日であり、申立期間の一部は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、申立人は、申立期間当時の同社の従業員は20人程度であったとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間のすべての被保険者数が10人である上、申立人が記憶している上司及び申立人と同じ建物に住み同社に勤務していたという者についても同社における厚生年金保険の被保険者記録は見当たらないことから、同社は、従業員全員を必ず厚生年金保険に加入させるという取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、同僚等の連絡先は不明であり、これらの者から申立人の勤務実態や同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、上記名簿において申立人の記録は確認できない上、欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 28 日から同年 10 月 15 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所 (当時) に照会したところ、A社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 43 年 2 月にA社に入社し、平成 2 年 1 月まで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 2 月にA社に入社してから平成 2 年 1 月まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、昭和 41 年 4 月からA社に勤務していたとする事業主の息子は、「申立期間当時、申立人は同業他社から誘われて転職したため、当社を一度退職した。その後、しばらくして当社に再入社した。」と証言しており、申立期間当時、事務員であった同僚も「社会保険事務所に提出する給料等を記載した書類を見たことがあり、その内容は申立人が一度退職し再度入社したという内容であったことを記憶している。その時に、申立人が退職していたことを知った。」と証言している。

また、当該同僚等の証言どおり、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録は、申立人がA社を一度退職し、再入社した記録となっており、当該記録は、厚生年金保険の被保険者記録とも一致している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人がA社に

において昭和 46 年 1 月 28 日に厚生年金保険の資格を喪失した際に、健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 21 日から 58 年 5 月 1 日まで
昭和 55 年 12 月から 60 年 6 月の退職までの間、A社に、途中で辞めたり休職したりすることなく継続して勤務し、経理事務、社会保険事務を行っていたのに、同社における厚生年金保険被保険者期間に空白期間があるのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 12 月にA社に入社してから 60 年 6 月まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、同社では、申立人が昭和 58 年 5 月 1 日に同社において再度資格を取得した際の被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を保管しており、また、「しかるべき理由があり一度資格を喪失し、再度資格を取得する手続を行った。」と回答している。

また、申立期間当時、同社において厚生年金保険被保険者であった同僚から、「申立人は病気で休職していた。」、「申立人は体調の悪い時期があったと聞いた。」との証言が得られたほか、申立期間中に同社に入社し、申立人の2度目の資格取得時にほぼ入れ替わりで資格喪失している同僚は、「勤務期間中に何度も会社の事務所へ行ったが、申立人のことは全く知らない。」と証言している。

さらに、同社における申立人の雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致しており、申立期間の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年ごろから 32 年 8 月 1 日まで
② 昭和 32 年 10 月 1 日から 34 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 28 年ごろ、A社に入社した。また、32 年 10 月から 34 年 1 月までB社で勤務した。両社の勤務期間中の厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が業務内容を具体的に記憶していること、及び同僚が申立人の名前を記憶していることから、A社に勤務していたことを推認できる。

しかし、同社が、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 4 月 1 日であり、28 年ごろから 32 年 3 月までの期間は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 32 年 4 月から同年 7 月までの期間に健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる同僚からの証言も得られない。

申立期間②について、申立人が業務内容を具体的に記憶していることから、B社に勤務していたことはうかがえるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有していたことが確認できる同僚の中に申立人を記憶する者は確認できなかった。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前を確認することがで

きない。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる同僚からの証言も得られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 27 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 31 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
③ 昭和 33 年 6 月 30 日から同年 9 月 1 日まで

私は、すべての申立期間において、その期間雇用されていたことを示す船員手帳を所持している。船員手帳には、雇用期間が記載されており、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持する船員手帳によると、Aに係る雇入年月日は昭和 30 年 6 月 27 日、また、雇止年月日は 31 年 5 月 16 日と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押されていることから、申立人が申立期間において、当該船舶に雇入れられていたことが確認できる。

しかしながら、船員保険被保険者名簿によると、船舶所有者（B）に係る船員保険の新規適用年月日は、昭和 30 年 7 月 1 日であり、申立期間において船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、船舶所有者は所在不明で、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び船員保険の加入状況について確認できる証言等を得ることができない。

2 申立期間②及び③について、申立人が所持する船員手帳によると、申立期間②については、Cに係る雇入年月日は昭和 31 年 7 月 31 日、雇止年月日は 33 年 5 月 27 日、また、申立期間③については、Dに係る雇入年月日は 33 年 6 月 30 日、雇止年月日は 34 年 5 月 14 日と記載され、それぞれ、当時の海運支局の公認印が押されていることから、申立人が申立期間において、当該船舶に雇入れられていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間②及び③について、それぞれの船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿により、申立人と同日に船員保険の資格を取得していることが確認できる同僚は、i) 船員手帳に記載された雇入日に船員保険に加入するとは限らないこと、ii) 運航中は船員保険に加入するが、雇入日と出航日は同日とは限らず、出航日直前になって船員保険に加入するのが常であり、自身の40年間にわたる船員手帳の記録と船員保険の被保険者記録は一致していないこと等を証言している。

また、申立期間②及び③に係るそれぞれの船舶所有者は、いずれも所在不明で、申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況について証言等を得ることができない。

さらに、申立期間②及び③に係る船員保険被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の名前を確認することはできず、整理番号に欠番も無いことから、当該事業所において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 このほか、申立期間について、申立人が船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月から26年1月1日まで

私は、昭和24年5月、A職業安定所の紹介でB社に採用され入社した。その後、26年3月に同社を退社した。厚生年金保険加入期間が一部しかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社在籍時の業務内容等を明確に記憶していることから、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間において、B社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚のうち、昭和24年5月1日に被保険者資格を取得している一人は、申立人を覚えているものの、申立人の入社時期については記憶していない。また、当該同僚以外に申立人を覚えている者は無く、申立人の勤務の状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。